

## 審査意見への対応を記載した書類（6月）

（目次） 医学研究科医科学専攻修士課程

### 【教育課程等】

1. 設置の趣旨等を記載した書類（P8）の「(2) 医療系バックグラウンドではない学生への対応」において「非医療系分野の出身者には医学の知識の基礎の履修が必須である」とし、医療系バックグラウンドを持たない学生に対して医学の知識の基礎を履修させるため、「保健医療概論」「ヒトの解剖・生理学」「医療倫理」を必修科目として用意するという説明があるが、基本計画書（P7）の「教育課程の概要」ではそれらの科目が全学生に対して必修となっている。医療系バックグラウンドを持たない学生に対して医学の知識の基礎を履修させるため授業科目を医療系バックグラウンドを持つ学生と合わせて履修させることの目的やその妥当性、授業内容の適切性等について明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。（改善事項）・・・2
2. 設置の趣旨等を記載した書類（P9）の「⑥特定の課題について研究成果の審査を行う場合」の「(2)特定の課題についての研究成果の審査体制及び評価基準」において、審査体制については、審査員3名のうち、指導教員の中から主査を1名、同じく指導教員の中から副査を2名選出するとされている。全ての審査員を指導教員が務めることは、公平・公正性の観点から懸念があるため、妥当性について説明するか、必要に応じて適切に改めること。（改善事項）・・・3

### 【施設・設備等】

3. 基本計画書（P4）では、医学系研究科医科学専攻修士課程における研究室が1室配置されている説明されているが、本専攻の専任教員の合計数14人に足りていない。また、校地校舎図では当該研究室は確認できない。大学院設置基準第19条に基づき必要な研究室が備えられているか疑義があるため、研究室について、整備計画を明らかにするとともに、必要に応じて校地校舎等の図面を含め適切に改めること。（是正事項）・・・4

(改善事項) 医学研究科医科学専攻修士課程

1. 設置の趣旨等を記載した書類 (P8) の「(2) 医療系バックグラウンドではない学生への対応」において「非医療系分野の出身者には医学の知識の基礎の履修が必須である」とし、医療系バックグラウンドを持たない学生に対して医学の知識の基礎を履修させるため、「保健医療概論」「ヒトの解剖・生理学」「医療倫理」を必修科目として用意するという説明があるが、基本計画書 (P7) の「教育課程の概要」ではそれらの科目が全学生に対して必修となっている。医療系バックグラウンドを持たない学生に対して医学の知識の基礎を履修させるため授業科目を医療系バックグラウンドを持つ学生と合わせて履修させることの目的やその妥当性、授業内容の適切性等について明確に説明するとともに、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

「保健医療概論」「ヒトの解剖・生理学」「医療倫理」を必修科目とする目的は、非医療系分野の出身者だけでなく、医療系分野の出身者も基礎からバックグラウンドの異なる学生と共に学ぶことである。「保健医療概論」はテーマについて自習した内容を発表し討論を行い、また「医療倫理」では課題が課され、その内容を発表し討論を行う。バックグラウンドの異なる学生同士が共に学ぶことは、相互知識の交換や、背景の異なる視点による考え方の共有に繋がり、学修効果が期待されると考える。

上記を踏まえ、「設置の趣旨等を記載した書類」を以下の通り修正する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (8 頁)

改 定	現 行
④教育課程の編成の考え方及び特色	④教育課程の編成の考え方及び特色
<p>2) 教育の特色</p> <p>(2) 医療系バックグラウンドではない学生への対応</p> <p>入学対象者は4年制大学卒業生、および同等の学力を有する者であるので、非医療系分野の出身者には医学の知識の基礎の履修が必須である。研究にも備えて医学の基本を再確認し、かつ最新の医学、医療の知識を学ぶための科目を以下の通り用意する。</p> <p>1年次の必修科目とし、原則対面(感染対策を実施)にて履修を行う。なお、人文系の学生や生命科学系の学生には、その到達度に応じて補講や課題を課して基本的な知識を習得できるように行う。</p> <p>なお、下記の科目は、医療系分野出身の学生も必修科目である。医療系分野の出身者が非医療系分野出身者と共に学び討論することは、医学の知識が乏しい患者の医療への理解度や考え方を、医療者よりも患者に近い立ち位置で推測できることから、相互知識の交換や、背景の異なる視点による考え方の共有に繋がる。例えば「医療倫理」においては、一般</p>	<p>2) 教育の特色</p> <p>(2) 医療系バックグラウンドではない学生への対応</p> <p>入学対象者は4年制大学卒業生、および同等の学力を有する者であるので、非医療系分野の出身者には医学の知識の基礎の履修が必須である。研究にも備えて医学の基本を再確認し、かつ最新の医学、医療の知識を学ぶための科目を以下の通り用意する。</p> <p>1年次の必修科目とし、原則対面(感染対策を実施)にて履修を行う。なお、人文系の学生や生命科学系の学生には、その到達度に応じて補講や課題を課して基本的な知識を習得できるように行う。</p> <p>①「保健医療概論」保健、医療の基本を学ぶ                  ②「ヒトの解剖・生理学」人体の構造、機能を学ぶ                  ③「医療倫理」生命倫理、医療倫理を学ぶ</p>

の生活者の視点による考え方を討論することで、医療系分野出身の学生にとっても学修効果が期待できる。さらに、医療系分野の出身者にとって遺伝カウンセリングの視点からこれらの医療の基礎を理解し、学び直すことは有意義である。

- ①「保健医療概論」保健，医療の基本を学ぶ
- ②「ヒトの解剖・生理学」人体の構造，機能を学ぶ
- ③「医療倫理」生命倫理，医療倫理を学ぶ

(改善事項) 医学研究科医科学専攻修士課程

2. 設置の趣旨等を記載した書類 (P9) の「⑥特定の課題について研究成果の審査を行う場合」の「2) 特定の課題についての研究成果の審査体制及び評価基準」において、審査体制については、審査員3名のうち、指導教員の中から主査を1名、同じく指導教員の中から副査を2名選出するとされている。全ての審査員を指導教員が務めることは、公平・公正性の観点から懸念があるため、妥当性について説明するか、必要に応じて適切に改めること。

(対応)

直接の研究指導教員は、今回申請した教員14名のうち1名が担当する。審査体制は、審査員3名のうち主査1名、副査2名とし、主査は公平性及び透明性の観点から、直接の研究指導を行わない教員が担当する。なお、直接の研究指導を担当した教員が副査になることは可能とする。

上記を踏まえ、「設置の趣旨等を記載した書類」を以下の通り修正する。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (10頁)

改 定	現 行
<p>⑥<u>特定の課題について研究成果の審査を行う場合</u></p> <p>2) 特定の課題についての研究成果の審査体制及び評価基準</p> <p>審査にあたり、<u>本課程の教員の中から主査を1名、同じく副査を2名選出する。審査の公平性及び透明性の観点から、主査は、当該学生の特定の研究課題を直接研究指導する教員以外の研究指導教員から選ばれる。副査の2名については、審査に必要な学問的専門性を担保するために、当該学生の特定の研究課題を直接研究指導する教員が担当することができる。この選定は、大学院委員会にて検討し研究科委員会で決定する。</u></p>	<p>⑥<u>特定の課題について研究成果の審査を行う場合</u></p> <p>2) 特定の課題についての研究成果の審査体制及び評価基準</p> <p>審査にあたり、指導教員の中から主査を1名、同じく指導教員の中から副査を2名選出する。副査のうち1名は、直接の研究指導を実施する教員とする。この選定は、直接の指導教員が、研究科長と協議し、大学院委員会にて検討し研究科委員会で決定する。</p>

(是正事項) 医学研究科医科学専攻修士課程

3. 基本計画書 (P4) では、医学系研究科医科学専攻修士課程における研究室が1室配置されている説明されているが、本専攻の専任教員の合計数 14 人に足りていない。また、校地校舎図では当該研究室は確認できない。大学院設置基準第 19 条に基づき必要な研究室が備えられているか疑義があるため、研究室について、整備計画を明らかにするとともに、必要に応じて校地校舎等の図面を含め適切に改めること。

(対応)

校地校舎図で医学系研究科医科学専攻修士課程における研究室が確認できない点について、校舎平面図の 2 号館 1 2 階に位置する遺伝診療部の研究室を明確にする。また、研究室 1 室が本専攻の専任教員の合計数 14 人に足りていない点については、遺伝診療部の医局 (主研究室) に加え、各研究指導教員所属の講座等における居室あるいは研究室を必要に応じて使用することとし、対象となる図面を追加する。(「校地校舎等の図面」参照)

上記を踏まえ、「設置の趣旨等を記載した書類」を以下の通り修正すると共に、「基本計画書」の専任教員研究室の室数を 1 室から 13 室として改める。

(新旧対照表) 設置の趣旨等を記載した書類 (16 頁)

改 定	現 行
<p>⑬施設, 設備等の整備計画</p> <p>1) 施設, 設備などの整備計画</p> <p>西新橋キャンパスに本課程の学習環境設備を整える。本課程の施設は、<u>主に遺伝診療部の研究室を使用する。研究指導教員の 14 名は、基礎系または臨床系の教員であり、所属講座等において居室あるいは研究室を有しているので、必要に応じて使用する。また、博士課程と同一フロアの施設や大学 1 号館にある学事課管理の講堂, 医学部医学科の実習室 (自然科学系実習室, 機能系実習室, 感染系実習室) を必要に応じて使用する。研究指導等は、遺伝診療部の研究室および担当教授室で行うことも可能であり、研究発表会等は講堂で行うこともできる。また、本学附属病院遺伝診療部において外来診療を展開しており、遺伝カウンセリング実習の指導を行う。本課程の学生教育および研究に必要な学修環境を提供できる。</u></p>	<p>⑬施設, 設備等の整備計画</p> <p>1) 施設, 設備などの整備計画</p> <p>西新橋キャンパスに本課程の学習環境設備を整える。本課程の施設は、<u>遺伝診療部の研究室に加え、博士課程と同一フロアの施設も利用する。また、必要に応じて大学 1 号館にある学事課管理の講堂や、医学部医学科の実習室 (自然科学系実習室, 機能系実習室, 感染系実習室) を使用する。研究指導等は、遺伝診療部の研究室および担当教授室で行うことも可能であり、研究発表会等は講堂で行うこともできる。また、本学附属病院遺伝診療部において外来診療を展開しており、遺伝カウンセリング実習の指導を行う。本課程の学生教育および研究に必要な学修環境を提供できる。</u></p>